

研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム(START) プロジェクト支援型

平成30年度委託研究事務処理説明書

二補完版二

# 目次

# A.事務処理説明書 共通版との違い

l.		委託研究契約の概要	5
		契約締結にあたっての留意事項(9) 研究チームに参画する研究機関間の連携・権利義務の明確化	
	4.	複数年度契約について	5
		委託研究契約に係る書類	
		(5) その他	5
II.		経理・契約事務について	6
	5.	直接経費の執行	6
		(2) 直接経費の費目間流用	
		(4) 物品の取扱いについて	6
		(6) 「人件費・謝金」の計上	
		(9) 直接経費の執行全般に関する留意事項	8
	13	3. 委託研究費の繰越について	9
V	<b>III.</b>	各種報告書等の提出について	9
	1.	JSTへの提出物(経理様式)	9

注)上記目次の段落番号は、「事務処理説明書 共通版」の段落番号に対応しているため、一部が 欠番してます。

# 平成30年度委託研究事務処理説明書 補完版(以下、本補完版という)について

### ●委託研究契約にかかる書類

以下に掲載しております。報告書等の作成等に当たっては、必ず下記URLからダウンロードの上、 所定の電子ファイルをご使用ください。

# ○委託研究契約にかかる書類

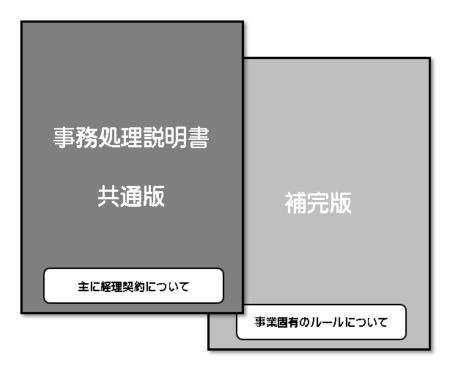
https://www.jst.go.jp/start/jimu/index.html#J02

# A. 事務処理説明書 共通版との違い

ここでは、「委託研究事務処理説明書 共通版」にかかわる内容で事業固有の取扱いを掲載します

# 委託研究事務処理説明書の見方

- ●委託研究事務処理説明書は、経理契約等共通の事項を「共通版」に記載し、共通版との取扱いの違いや事業固有のルールがある場合は、それらを「補完版」に記載しています。
- ●共通版のページ下段に、補完版がある事業名(略称)を並べたアイコンを置いています。アイコンの事業名(略称)の横には、ページ内のどこで差異が生じたか確認するための項番を記載しています。 「補完版」をご覧になる際には、「共通版」に記載の差異箇所をあわせてご確認ください。
- ●補完版がある事業は、共通版と補完版を合わせて「事務処理説明書」とします。
- ●補完版と共通版の間で差異が生じる場合は、補完版の定めが優先されます。



○事務処理説明書 共通版 大学等本補完版2ページにURLを記載しています。

# 大学発新産業創出プログラム(START)プロジェクト支援型(以下「本タイプ」という。)における事務処理説明書(共通版)との違い

# I. 委託研究契約の概要

- 3. 契約締結にあたっての留意事項
  - (9) 研究チームに参画する研究機関間の連携・権利義務の明確化

共通版の記載内容 大学等: 13ページ

(9) 研究チームに参画する研究機関間の連携・権利義務の明確化

本研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。

本タイプにおいては、上記に以下を追加します。

なお、研究開発を開始するにあたり、大学等と事業プロモーターユニットとの間で、事業プロモーターを中心としたプロジェクトマネジメントや役割分担等も含めた連携・協力にかかる覚書・協定書を締結していただきます。

#### 4. 複数年度契約について

共通版の記載内容 大学等: 15~16ページ

「4. 複数年度契約について」全ての箇所

本タイプは単年度契約であり、上記については該当しません。

#### 5. 委託研究契約に係る書類

(5) その他

#### 共通版の記載内容 大学等: 17ページ

#### (5) その他

上記の書類を含め、各種報告物の様式やFAQ等、委託研究に関する各種書類を、JSTの以下ホームページに掲載します。重要な更新がある度に、その旨を電子メール等にて連絡しますので、ダウンロードの上、ご利用ください。

○委託研究契約に係る書類URL

http://www.jst.go.jp/contract/index2.html

本タイプにおいては、上記は適用しません。

## Ⅱ. 経理・契約事務について

- 5. 直接経費の執行
  - (2) 直接経費の費目間流用

共通版の記載内容 大学等: 23~24ページ

① JSTの確認を必要としないで流用が可能な場合 各費目における流用額が、当該事業年度における直接経費総額の50%(直接経費総額の5

0%の額が500万円に満たない場合は500万円)を超えないとき

(中略)

② JSTが本研究の実施上必要であると確認した上で流用が可能な場合 各費目における流用額が、当該事業年度における直接経費総額の50%および500万円を超えるとき

本タイプにおいては、上記に代えて以下のとおりとします。

① JSTの確認を必要としないで流用が可能な場合 各費目における流用額が、当該事業年度における直接経費総額の50%(直接経費総額の50% の額が 100万円に満たない場合は 100万円)を超えないとき (中略)

- ② JSTが本研究開発の実施上必要であると確認した上で流用が可能な場合 各費目における流用額が、当該事業年度における直接経費総額の50%および100万円を超えるとき
- (4) 物品の取扱いについて

#### 共通版の記載内容 大学等: 27ページ

- ① 物品の種類と所有権の帰属
  - a. 取得物品

研究機関が本研究のために直接経費により取得した物品等であり、所有権は研究機関に帰属します。

取得物品には、直接経費により調達された消耗品などを含む物品等が全て含まれます。

本タイプにおいては、上記に以下を追加します。

本研究開発課題終了後、本研究開発課題の研究開発成果にて設立された新会社から要望のあった取得物品はその新会社に貸与・譲渡等の便宜を図ってください。ただし、研究開発機関の規程上、取得物品を本研究開発課題終了後、本研究開発課題の研究開発成果にて設立された新会社に貸与又は譲渡できない場合は別途JST課題担当者へご相談ください。

### (6) 「人件費・謝金」の計上

#### 共通版の記載内容 大学等: 32ページ

#### ② 直接経費での雇用対象

本研究を実施するために直接必要な研究員・技術員・研究補助員等で、研究計画書に研究参加者としての登録がある者

ただし、以下に該当する者の人件費は、直接経費に計上することができません。

- a. 研究担当者
- b. 国立大学法人、独立行政法人、学校法人等で運営費交付金や私学助成金等により国から人 件費を措置されている者

本タイプにおいては、上記に雇用対象可能な人員の説明として以下を追加します。

以下に該当する者の人件費は、直接経費に計上することができます。

a. 研究開発参画者(ポスドクのみ)

本委託研究開発において重要な位置を占め、他研究開発機関等から収入を得ていないポスドク等の研究者に限り、研究開発担当者でも支出可能です。あらかじめJST課題担当者にご相談ください。

b. 起業家(CEO候補)

起業家を雇用する場合は、大学等で「特任研究員」等として雇用し、就業時間や業務内容、 経歴から合理的な給与を算定してください。起業家の所属する機関や大学等の規程により直接 雇用が難しい場合はJST課題担当者にご相談ください。

c. 開発支援者

研究開発の補助をする方は開発支援者として人件費から支出できますが、教育の範疇に含まれるものや、一般事務をする方に関しては支出できませんのでご注意ください。大学院生でも研究代表者の所属機関が認めれば開発支援者になれます。雇用契約書や労働条件通知書あるいは同等の雇用関係書類を用意し、本委託研究開発に従事することを証明できるようにしてください。また、契約の際は、秘密保持等に配慮してください。

d. ポスドク・学生(RA等)

委託研究開発費の中から人件費・謝金としてポスドクや学生に人件費を払うことができます。 ただし、所属研究開発機関の規程に従うことが原則ですので、ポスドクや学生の研究開発参加 の可否・要件等を遵守してください。

- ※ポスドクとは博士号を有する研究者であって、定職のない者をいいます。
- ※研究開発参画者とは研究代表者とともに、研究開発の遂行に際して中心的な役割を担う者をいいます。大学等に常勤の研究者として所属する方、ポスドクを想定しています。
- ※RA(リサーチアシスタント)とは研究代表者と同じ大学等に所属し、本タイプの研究開発等を 補助する者(博士課程後期の学生)をいいます。

### (9) 直接経費の執行全般に関する留意事項

共通版の記載内容 大学等: 38~41ページ

(9) 直接経費の執行全般に関する留意事項

#### 本タイプにおいては、上記に⑦、⑧として以下を追加します

#### ⑦ 利益排除

- ⑦-1 研究開発機関が利益排除対象機関から調達を行う場合の利益排除について
  - a. 利益排除に関する留意事項
    - (a) 原則として、競争原理を導入した調達(入札または相見積)を行ってください。
    - (b) 利益排除対象機関から調達を行う場合、2者以上(利益排除対象機関を含まない)による競争の結果、利益排除対象機関の調達価額が他者の価額以下となる場合は、利益排除は不要です。なお、ここでいう調達価額とは、適正な利益率を加味した価額(定価等)を指します。
    - (c) 利益排除を行っている場合には、算出根拠を明らかにした証拠書類を整備し、収支簿の 提出が必要な研究開発機関においては、収支簿に添付して提出してください(様式任意)。
    - (d) 利益排除対象機関から「役務」の調達を行う場合は、仕様により作業内容が明確である とともに、作業内容に研究開発要素を含まないことが要件となります。

#### b. 利益排除の方法

- (a) 利益排除対象機関から1契約100万円以上の物品又は役務の調達を行う場合(1契約が100万円未満の場合は、以下の利益排除手続を省略することが可能です)
  - 合理的な選定理由により競争による調達を行わない場合の経費の計上にあたっては、原則として、製造原価又は仕入原価を用いることにより利益排除を行ってください。なお、原価の証拠書類等を明らかにできない場合には、利益排除対象機関の製造部門等の責任者名によって、製造原価証明書を作成してください。
  - 合理的な理由により原価による利益排除が困難な場合は、研究開発機関の利益相反委員会に諮る等により検討いただき、その結果を文書として残し、適切な利益相反マネジメントを実施してください。 JST課題担当者が当該文書を確認することがあります。
  - 注)事業プロモーターユニットやそのファンドが出資している機関から調達を行う場合に おいて、上述の措置がいずれも困難な場合は、JSTに設置されている利益相反委員 会に相談内容を記載した申告書を提出してください。申告書には上述のいずれの措置 も困難な理由を明記いただきます。
- ⑦-2 事業プロモーターユニット等からの物品の調達や役務の発注事業プロモーター活動の一部とみなされますので、研究開発費からの支出はできません。

#### ⑦-3 利益相反自己申告書の提出

利益相反状態について把握し適切に対応するため、JST課題担当者の求めに応じて別途 定める様式に従い利益相反自己申告書を提出いただきます。

- ※利益排除対象機関とは、以下の機関等をいいます。
  - ・事業プロモーター活動参画者の所属機関(100%子会社を含む)
  - 事業プロモーターユニットやそのファンドが出資している機関
- ※研究開発参画者とは研究代表者とともに、研究開発の遂行に際して中心的な役割を担う者をいいます。大学等に常勤の研究者として所属する方、ポスドクを想定しています。
- ※その他参画者とはCEO候補や技術責任者等、技術シーズの事業化に向けて必要な人材、研究開発の支援に携わる若手人材等をいいます。
- ※事業プロモーターユニットとは事業プロモーターが所属する機関等をいいます。 (事業プロモーターとは大学等の技術シーズに対して、効果的・効率的に事業化に向けた研究開 発及び事業化支援を実施しうる事業化ノウハウを持った人材をいいます。)
- ⑧ MOT や MBA 等の教育への支出について 委託研究開発費から MOT や MBA 等の教育に一定額の支出が可能な場合があります。詳しくは JST課題担当者までお問合せください。

#### 13. 委託研究費の繰越について

共通版の記載内容 大学等: 50~53ページ

「13. 委託研究費の繰越について」全ての箇所

本タイプは単年度契約であり、上記については該当しません。

#### VIII. 各種報告書等の提出について

1. JSTへの提出物(経理様式)

共通版の記載内容 大学等: 75ページ

〇委託研究契約に係る書類URL

http://www.ist.go.ip/contract/index2.html

本タイプに係る書類の URL は以下となります。

https://www.jst.go.jp/start/jimu/index.html#J02